

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2191008	処分名	道路管理者以外の者が行う工事の承認			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者				
担当部署	部 土木部	課 土木総務課				
根拠規定	道路法			第24条		
基準規定	①	道路法施行令			第3条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和2年11月20日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>道路法施行令 (道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持) 第三条 法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。</p> <p>・路面の埋戻、舗装復旧に関しては 別紙 道路路面復旧基準、鈴鹿市路面復旧工事標準構造図による。 ・乗入加工に関しては 別紙 乗入加工工事の許可基準、乗入れ口の構造基準による。 ・その他の事項については、道路構造令、国土交通省道路設計要領等に準ずる。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和2年11月20日
	期間	3週間				
聴聞等						
備考	標準処理期間:平成25年4月1日付国道利第16号「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」の一部改正による。					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2195006		処分名	都市下水道管理者以外の者の工事・維持の承認(下水道法第16条準用)			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	土木部		課	河川雨水対策課		
根拠規定	下水道法				第16条, 31条		
基準規定	①	下水道法施行令			第10条		
	②	下水道法施行令			第17条		
	③	下水道法施行令			第17条の4		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年4月1日	最終更新日	令和3年3月22日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>1 施工の範囲及び工事に伴う経費等を勘案するとともに、次の要件を備えるものであること。</p> <p>(1) 下水道法施行令第17条及び第17条の4の技術基準に適合したものであること。</p> <p>(2) 下水道排水設備に関する技術指針に適合したものであること。</p> <p>(3) 都市計画法、建築基準法、その他関係法令及び本市の条例、規則等に適合していること。</p> <p>(4) 対象土地建物等に事業者以外の権利者がある場合は、その同意を得たものであること。</p> <p>(5) 地元利害関係人の同意を得ていること。</p> <p>(6) 地下埋設物が存在する場合にあっては、その管理者との協議が済んでいること。</p> <p>2 下水道法第16条の「承認を要しない軽微な施設の維持として政令で定める軽微なもの」とは、下水道法施行令第10条の規定による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年4月1日	最終更新日	平成26年4月1日	
	期間	14日間					
聴聞等							
備考							